

立川市

令和8年度ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

東京都の補助事業を活用し、日常生活上の突発的な事情、社会参加等の理由により一時的に保育が必要となった保護者に対して、ベビーシッター利用料の一部を補助します。



【制度内容】

対象者	ベビーシッターを利用する日において、養育する児童とともに立川市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている保護者のうち、次のいずれかに該当する方 (1) 日常生活上の突発的な事情、社会参加等の理由により、一時的に保育を必要とする方 ※保護者の残業や病気、自己実現、学校行事等、幅広い理由で利用でき、保育認定の有無は問いません。 (2) ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方
対象児童	0歳から満6歳に達する日の属する年度の末日までの児童
対象期間	令和8年7月1日から令和9年3月31日までの利用分(6月30日以前の利用分は対象外)
補助上限 金額	児童1人1時間当たり 2,500円まで(午前7時～午後10時) 3,500円まで(午後10時～翌午前7時)
補助上限 時間	児童1人当たり年度内 144時間 まで 障害児、多胎児、ひとり親家庭の児童の場合は、児童1人当たり年度内 288時間 まで
補助対象 内容	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、「純然たるサービスの提供対価」のみが対象 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の費用は対象外 ※勤務先等の福利厚生やクーポン等による割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が対象 ※児童の送迎は保育を一体的に行われる場合のみ対象(送迎のみの利用は対象外) ※家事援助、きょうだいの送迎、その他付随サービスは本事業に含まれません。
対象事業者	東京都が定める「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者」 ※東京都福祉局のホームページからご確認ください。 (東京都福祉局 HP)
対象となる ベビーシッター	東京都が定める要件を満たしているベビーシッター ※「ベビーシッター要件証明書」が発行可能なベビーシッターであること。認定事業者であっても、東京都が定める要件を満たしていないベビーシッターでは補助が受けられません。
対象となる 保育条件	原則として児童1人に対してベビーシッター1人による保育であること

【利用の流れ】

① ベビーシッター事業者と契約

利用者が「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者」から事業者を選定し、直接契約を結びます。契約の際に、「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」と必ず伝えてください。伝えないと必要書類の交付を受けられない場合があります。

② ベビーシッターの利用、利用料の支払い

ベビーシッター利用し、料金を直接事業者に支払うとともに、事業者から「ベビーシッター要件証明書」「領収書」「利用明細書」(利用した児童、ベビーシッター、利用日、利用時間、利用料の内訳等が分かるもの)の交付を受けてください。

③ 補助金の申請

以下の書類を申請締切日(必着)までに直接、郵送または電子申請により立川市子ども家庭部保育課窓口(子ども未来センター内1階)まで提出してください。

市様式	補助金交付申請書兼口座振替依頼書(市ホームページに掲載及び保育課窓口設置)
	ベビーシッター利用内訳書(市ホームページに掲載及び保育課窓口設置)
事業者発行	ベビーシッター要件証明書(発行日が利用日以前のもの)
	領収書(宛名は申請者本人名義であること、請求書は不可)
	利用明細書
該当者のみ	クーポンや勤務先の福利厚生で割引を受けた場合は、減額されたことがわかるもの
	障害児であることを証明する書類の写し(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)※144時間を超えて申請する場合
	ひとり親家庭であることを証明する書類の写し(児童扶養手当証書、児童扶養手当認定通知書、児童育成手当認定通知書、ひとり親家庭等医療証、戸籍謄本等)※144時間を超えて申請する場合

④ 補助金の交付決定、振り込み

申請書類の審査後、市から補助金交付決定通知を発行し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

【利用期間別申請期間と交付時期(予定)】

利用期間	申請期間	交付時期(予定)
令和8年7月～9月利用分	令和8年10月1日(木)～10月30日(金)必着	令和8年11月下旬
令和8年10月～12月利用分	令和9年1月1日(金)～1月29日(金)必着 (※窓口へ直接提出は1日～3日を除く)	令和9年2月下旬
令和9年1月～3月利用分	令和9年4月1日(木)～20日(火)必着	令和9年5月下旬

※必ず各利用期間の申請期限までに申請書類をご提出ください。

※最終申請締切日の令和9年4月20日(必着)を過ぎた場合は、いかなる理由でも申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

(立川市保育課 HP)



本事業の問い合わせ・申請書類提出先

立川市子ども家庭部保育課庶務係

〒190-0022 東京都立川市錦町3-2-26 子ども未来センター内1階 電話:042-523-2111 (内線 1320～1322)